

家庭エコ診断制度の実施に向けた ガイドライン(案)について

1. 平成26年度以降の家庭エコ診断制度（案）

平成26年度以降の制度運営体制について

- 平成23年度～25年度の基盤整備事業の中で整理してきた**家庭エコ診断制度**については、今年度事業の中で運営事務局の役割やうちエコ診断の認定・管理手法、うちエコ診断員の資格認定手法等について**ガイドライン案**としてとりまとめ、平成26年度以降に引き継ぐ予定。
- ガイドライン案**において、以下の2つの事務局機能（**資格試験の運営・制度運営**）について分類整理することを想定。

家庭エコ診断制度の内容

家庭エコ診断制度は、以下の2つの内容に大きく分かれる。

【資格試験運営：診断員の認定・診断機関の認定】

- 全国的な検定試験を運営し、診断員の認定を行う。
- 診断員を登録し、診断を実施する機関（地域の診断機関や企業等）を認定する。

【制度運営：地域における診断体制の整備】

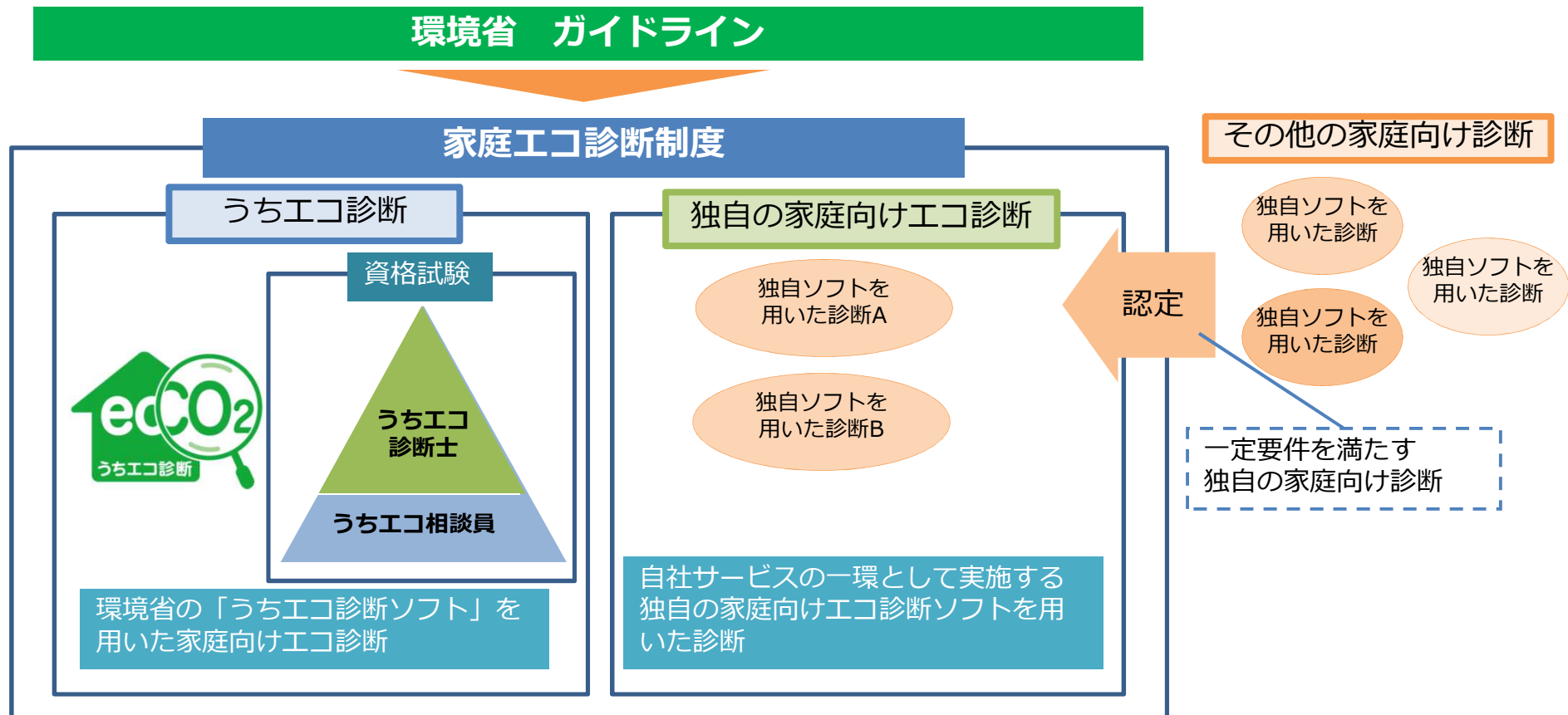
- 地域での診断を円滑に実施するための体制を整備・運営する。

※診断員や診断機関の認定方法や制度運営体制、うちエコ診断ソフトの管理方法等は、ガイドラインの中で取りまとめる。



2. 家庭エコ診断の定義（案）

- 環境省において診断手法を構築した「うちエコ診断」は、家庭エコ診断のうち、環境省の「うちエコ診断ソフト」を使用する診断。
- ガイドラインが示す家庭エコ診断制度とは、この「うちエコ診断」のほか、環境省が規定する診断手法と運用管理等の要件を満たした独自の家庭向けエコ診断を包含したものをいう。



3. 家庭エコ診断制度ガイドラインに規定する内容（案）

「家庭エコ診断制度」を創設するにあたり、ガイドライン案により、普及につながる自立的な運用プロセスと効果的な診断実施のための枠組みを規定することで、家庭エコ診断の実施環境を整備する。

ガイドラインで規定する内容（案）について

①ガイドラインの策定にあたって

家庭エコ診断制度ガイドラインの適用範囲や家庭エコ診断の定義、制度全体の管理を行う制度運営事務局が行うべき役割について整理。

②環境省うちエコ診断の定義・手法の手順について

うちエコ診断の定義や手法の手順・ルールといった基本的事項をガイドラインに集約し、診断を実施する上での具体的なスキームについて規定。

③環境省うちエコ診断の認定および管理等について

- ・うちエコ診断士・相談員の検定試験の実施方法および診断士・診断員の認定に関する手続・ルール等について規定。
- ・診断機関の認定・登録方法について規定。
- ・診断機関の管理・支援や診断ソフト、システムの管理・改善についての規定や診断で得られた結果のとりまとめ（効果分析）、診断手法等について規定。

④独自診断の認定および管理について

独自診断を実施している民間企業等が家庭エコ診断制度の枠組みに参画しようとする場合の認定要件（診断手法、運用管理）について規定。

⑤家庭エコ診断の普及について

家庭エコ診断制度の目標や普及戦略の立案及び実施について整理。



背景・目的

- 家庭からの温室効果ガス排出量は2012年度に1990年度比で約6割も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠。
- 一方、各家庭での意識向上からCO₂削減行動へつなげるためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要。
- 本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から20%以上のCO₂削減を実現する。

事業スキーム

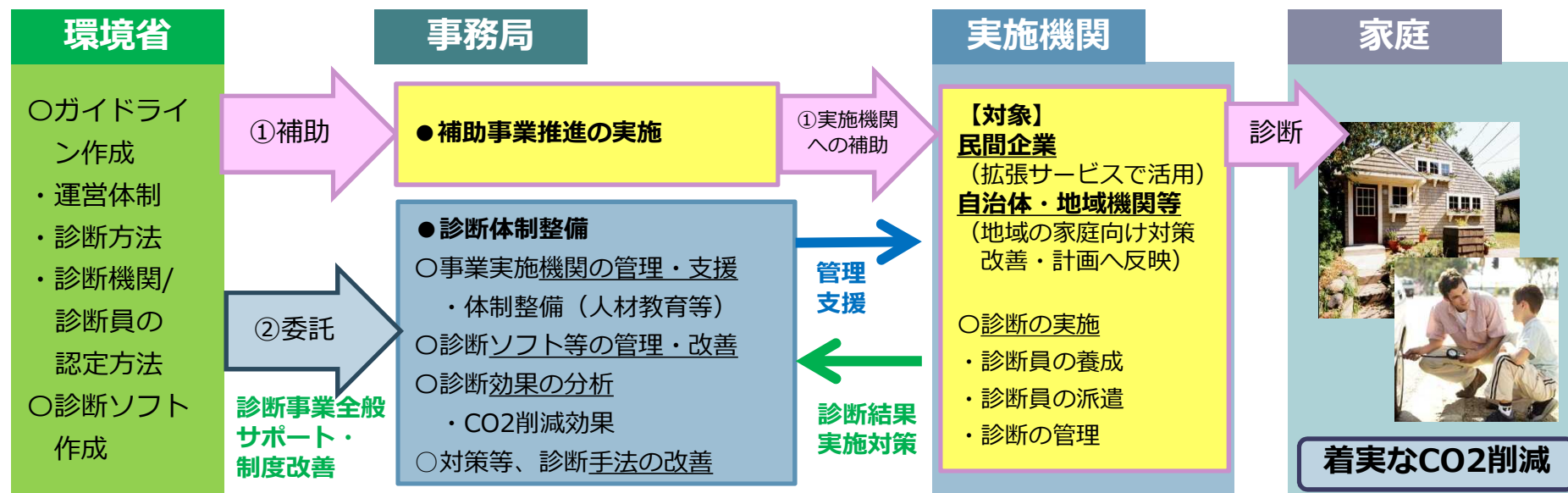
- ①事業実施機関への補助(間接補助)
【補助対象：地方公共団体・民間団体等 補助割合：1/2】
- ②事務局への委託
委託対象：民間団体等

事業概要

- ①家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断員を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行う。
- ②診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行う。

期待される効果

- ・家庭における温室効果ガス削減の着実な促進とそれを支援する人材の育成により低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、環境・生命文明社会の創出に資する。
- ・低炭素機器の市場拡大・家庭向けの減エネコンサルティングビジネスの普及を通じて持続可能な地域経済社会を実現する。



※診断ソフト・診断方法等のガイドラインは、平成25年度までに基盤整備予定
※個別の診断員については、別途資格試験において認定